

市町村教育委員会教育長 殿
市町村立幼小中学校長 殿
教 育 事 務 所 長 殿
県 立 学 校 長 殿

沖縄県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

県立特別支援学校対象者の再確認について（通知）

標記について、下記事項を再確認の上、今後の適切な対応をお願いいたします。
また、各所属において職員への周知をお願いいたします。

記

- ◎ 幼稚部・高等部（高支等を含む）入学者選抜の対象者について、教育相談、志願前相談、募集要項説明会、願書受付等の各手続段階において明確に対応する。
 - * 高支等：高等支援学校等（名護特支高等部普通科産業コース、
大平特支高等部普通科久米島高校分教室を含む）
- ◎ 小学部・中学部就学（入学・転入学）の対象者について、教育相談等において明確に対応する。なお、幼稚部在学幼児については、学校教育法施行令に基づき、小学校就学時に住所の存する市町村教育委員会教育(就学)支援委員会等を経て就学先が決定される。
- ◎ 学校教育法施行令第 22 条の 3 該当者が、特別支援学校以外の学校に本人や保護者が希望する場合、学校教育法の一部改正、文科省事務次官・局長通知等に基づき、「多様な学びの場の柔軟な選択と変更」の選択肢を紹介する。特別支援学校在学者もその実態、本人や保護者の希望に応じて、進路先は特別支援学校以外での選択も可能であることを説明する。

1 特別支援学校対象者

- (1) 学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害（視覚、聴覚、知的、肢体、病弱）のいずれかの主障害が概ね中度から重度に該当する者。
- (2) ただし、高支等に限り知的障害が軽度に該当する者で、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の者。
- (3) 該当する主障害の身体障害者手帳若しくは療育手帳等を所持している者（両方を所持している場合は両方）。
 - ※ 1 身体障害者手帳及び療育手帳等の更新手続が必要な場合は予め完了しておくものとする（更新期限が超過した手帳等は無効とする）。
 - ※ 2 手帳未取得の場合は、暫定的に各専門医（眼科(視覚)、耳鼻科(聴覚)、小児精神科(知的)、整形外科(肢体)、小児内科(病弱)など）による、主障害の程度が証明可能な診断書。

2 特別支援学校対象者とならない例

- (1) 自閉症・情緒障害特別支援学級、言語障害特別支援学級に在籍している者。
- (2) 通常学級に在籍し、発達障害（LD・ADHD）、自閉症、情緒障害、言語障害等で通級による指導を受けている者。
- (3) 軽度知的障害のうち社会適応及び社会生活上特段の支障がない者。
- (4) 適応指導のみ、日本語指導のみが必要な者。

3 参考通知文書

教育相談（就学・進学・学びの場の変更）等の対応について（通知）

教県第 1074 号 令和 4 年 9 月 7 日付

※ 学校教育法施行令第 22 条の 3

（学校教育法第 75 条の政令で定める障害の程度）

	区分	障害の程度	参考
1	視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	概ね重度・中度 * 専攻科以外は軽度の弱視を含まない
2	聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	概ね重度・中度 * 軽度の難聴を含まない
3	知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	一 概ね重度 二 概ね中度 * 高支等以外は軽度の知的を含まない
4	肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	一 概ね重度 二 概ね中度 * 軽度の肢体不自由を含まない
5	病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 概ね重度で常時医療又は著しい生活制限 二 概ね中度で常時著しい生活制限

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

（本件担当） 教育庁 県立学校教育課 特別支援教育室 主任指導主事 稲田 政博

TEL:098(866)2715 E-Mail:inadama@pref.okinawa.lg.jp